憲法１８－４肢イ

第１．結論

正しい

第２．労働組合が、組合の方針に反して立候補したものを処分することは違法か

１．問題の所在

労働組合が、組合の方針に反して立候補した組合員を統制違反として処分することは、労働組合の統制権の限界を超えて違法となるか，問題となる。

２．結論及び理由

（１）結論

統制権の限界を超えて、違法となる。組合の目的の範囲外と解する。

したがって，肢は正しい。

（２）理由

まず，労働組合の組合員に対する統制権は，労働者の団結権保障の一環として，憲法２８条の精神に由来する。労働者がバラバラになると，団結ができなくなってしまい，２８条の目的が達成できなくなるからである。

そこで，労働組合に統制権が認められる以上，組合の方針に反して立候補した組合員を統制違反として処分することは，適法に行えるとも思える。

しかし，不当である。立候補の自由は，選挙権（１５条１項）の表裏として憲法上保障される。立候補をしたことを理由に処罰されることは，被選挙権を制限することとなり不当である。政治に参加する権利は，国民主権を実現するものとして，重要である。

したがって，このような統制権の行使は，制限する必要がある。

労働組合の統制権の目的は，対使用者との関係で，労働者の地位向上を図るためにある。選挙は，あくまでも公法上の問題あり，対使用者との関係ではない。したがって，２８条の目的とは異なる以上，このような統制権の行使は許されないとする趣旨と考える。したがって，このような統制は，違法となる。

なお，このように，私人間で人権侵害がありうるかの問題，いわゆる私人間適用の問題となるが，一般条項を補充して間接的に適用される。このような，制約は組合の目的外の活動による，重大な人権への制約なので，一般条項に照らし違法となる。

以上